

特定産業廃棄物処分業者(法律10条⇒政令3号)



◎前年度 処分を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**
または

◎前年度 処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**

義務

前年度に処分を行った産業廃棄物の種類と処分方法毎に、毎年6月末までに「処分を行った数量」と「再資源化した数量」を報告

* 報告の初年度として「令和8年4月～令和9年3月末」を令和9年6月末迄に報告

勧告

●勧告 再資源の実施状況が「判断基準」に照らして著しく不十分

措置命令

⇒再資源化の実施に関し必要な措置をとるべき**勧告**

●措置命令 勧告に従わなかった場合 ⇒ 勧告にかかる措置を取りべく**命令**

罰則

#報告義務違反(法38条) 20万以下の過料

#措置命令違反(法10条) 50万以下の罰金⇒「欠格要件」には当たらず

今後の対応について(高度化法関連)

- ・ 特定産業廃棄物処分業者要件該当者(JSRA内)

- ①産業廃棄物処分数量が10,000トン/年間以上

- ②廃プラスチック類の処分量が1,500トン/年間以上

⇒JSRA会員のほとんどが特定産業廃棄物業者として処理量報告の義務が発生
と同時に、再生資源の質と量の向上を求められる

- ・ 国が実施しようとしている再資源化事業等の高度化促進策(認定制度)を積極活用

- ①事業形態の高度化(再生材確保に向けた広域的分別収集・再資源化事業促進)

- ③再資源化工程の高度化(温暖化効果ガス削減のに向けた設備導入等)

⇒該対応を進めるにあたっては、以下の様な社内対応が必須

- ・対応社内人材育成・研修

- ・自社の再資源化に係る分析

- ・生産性向上設備導入検討

- ・省エネ設備への改良・運転の効率化

- ・再資源化の実施状況公表

- ・認定制度の利用

関連支援制度

◆再資源化事業等高度化法に係る税制措置(法人税・固定資産税)

- ・法人税 特別償却 5% (期間;令和10年3月31日まで)
- ・固定資産税 課税標準額 1/2

◆先進的な資源循環投資促進事業(GX補助)

- ・循環経済への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進
- ・R6年度から3年間;30,000百万円

◆地産地消型資源循環加速化事業(地産地消型補助)

- ・循環経済への移行;地域経済の活性化を促進
- ・R6年度補正予算;2,000百万円

◇再資源化事業等高度化法に係る税制措置の新設・拡充①

- ・類型①・類型②の認定を受けた者が、環境大臣の定める高度な再資源化設備を取得し、事業を実施した場合⇒取得金額の35%の特別償却 (期間;令和10年3月31日まで)

◇再資源化事業等高度化法に係る税制措置の新設・拡充②

- ・再資源化事業等(新法)の認定に基づき設置する廃棄物処理施設を追加。当該施設における設備の固定資産税を1/2 とする・・・現行制度＋拡充